

第5章 人権教育・啓発の取組

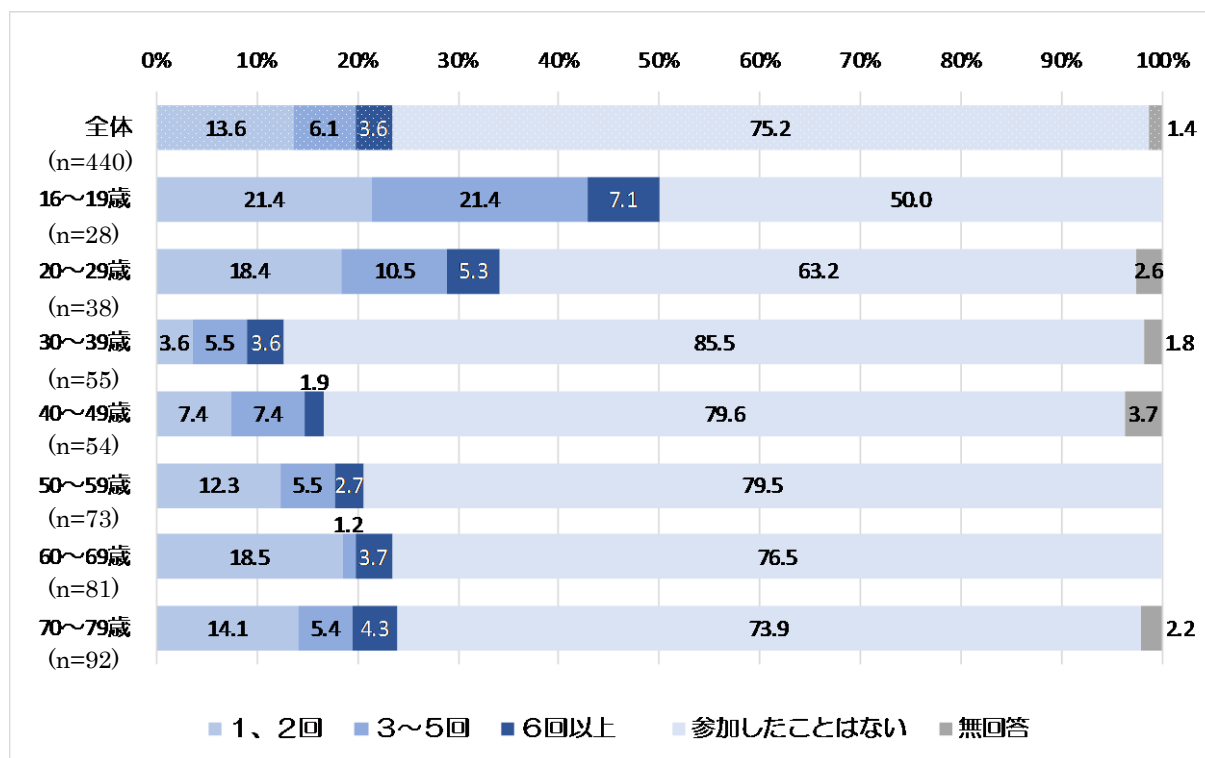
1 様々な場面での人権教育・啓発

人権が守られるためには、一人ひとりが自分の人権を知っていなければなりません。人権がどういうものかを知ることが、他人の権利を大切に、人権侵害を防ぐ力ともなります。それはまた、いろいろな人々がその違いを認め合い、尊重し合い、支え合う、平和で安全な社会をつくるために大きな力となります。

市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活における判断や行動に表れるような人権意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、人権問題に関する講演会・研修会への参加経験について、「参加したことはない」が75.2%となっています。特に、働き盛り世代の参加率が低くなっていることから、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い問題について人権の視点からとらえることにより、人権教育・啓発を図ります。

問 これまで人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがありますか。



(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、人間形成の基礎を作る時期にある子どもが、その生活時間の大半を過ごすところです。家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。

また、すべての職員が人権問題について正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながるための研修を行い、人権教育に関する理解と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

子どもをめぐる人権問題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、知識としての学習だけでなく、高齢者・障がい者等との交流活動や、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動などの機会の充実に努めるとともに、児童生徒が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、様々な場面や状況下において人権を尊重した行動を実践する人権認識の育成を図ります。

また、教職員の資質の向上と、児童生徒への相談体制の充実に努め、家庭や地域社会、関係機関と連携して学校における人権問題に対応できる体制づくりを推進します。

(3) 地域

地域社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視する傾向や、しきたりのような非合理で因習的な意識、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざし、地域の実情や生涯の各時期（ライフステージ）に応じたニーズを踏まえながら、人権に関する多様な学習機会の提供に取り組みます。

(4) 家庭

家庭は、子どもにとって家族とのふれあいを通じ、愛情や思いやりの心など人権の基礎的要素を育み、基本的な生活習慣や社会規範を身につけ、人格を形成する基盤であり、あらゆる教育の出発点です。

しかし、少子化や核家族化が進む中、児童虐待やDVなど、家庭における人権侵害の発生が問題となっています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、相談・サポート体制の充実、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。

(5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域社会の雇用の場を確保するなど地域社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

企業がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、職場内での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するために啓発資料の配布や情報の提供などを行い、人権尊重の確保と人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を支援します。

2 人権教育・啓発を推進する人材の育成

行政職員、教職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディア関係者など、特に人権に関わりの深い職業従事者に対し、人権尊重の理念を理解し人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な人権問題に関する研修や講演会を実施するとともに、関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

(1) 市職員

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が人間として、また公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

職務内容に応じたより高い人権意識の醸成をめざすため、人権問題に関する諸問題や法の改正等について職員研修を実施し、人権尊重の視点にたった市民サービスの向上と、人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校や幼稚園など教育に携わる職員は、子どもの人権を守り、子ども達の人権意識を育む教育を推進するうえで重要な役割を担っています。このため、職員一人ひとりの人権意識の高揚と、児童生徒に対する指導力の向上が必要です。

職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を身につけるための研修、また指導方法の工夫・改善をめざす研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセント*の徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、市民の相談を受けたり、子どもや高齢者、障がい者に接する機会が多い保健・福祉関係者に対して、個人のプライバシーや人権に配慮した処遇が徹底されるよう、人権に関する啓発資料の配布や研修、講演会などを実施します。

(4) マスメディア関係者

マスメディアが社会に及ぼす影響はとて大きいいため、人権教育・啓発に対して重要な役割を果たす反面、誤った報道による名誉棄損やプライバシーの侵害など、人権侵害につながる場合もあります。

このため、マスメディア関係者に対し、常に人権に配慮した報道等が行われるよう従業員の教育・啓発を促すとともに、その活動を通じて人権尊重の働きかけに取り組むよう、協力連携を図ります。

(5) 消防職員

消防職員は地域住民の生命、身体および財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重やプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

消防職員が人権に関する正しい知識を取得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行えるよう、人権研修の実施を促進します。

*インフォームド・コンセント：十分な情報を得た（伝えられた）上での合意。

3 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。

また、人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、本計画の進捗管理と検証に取り組み、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。

(2) 市民・地域との連携

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置づけ、市民一人ひとりの課題として市民の理解を得ながら推進します。

また、この計画の推進にあたっては、市民をはじめ佐渡人権擁護委員協議会等の地域における関係団体、学校、企業、ボランティア団体等と連携・協力を図りながら、地域に密着した効果的な事業の推進を図ります。

(3) 国・県など関係機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、その方針との整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、新潟地方法務局佐渡支局、佐渡人権擁護委員協議会、佐渡市の三者からなる「佐渡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、人権教育啓発一般にかかわる横断的な組織であり大きな役割を担っています。さらなる組織力や活動の充実強化等、整備・発展を図っていきます。

人権の尊重された社会の実現に向け、国や県、他市との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

4 計画の進行管理

人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標を検討し、施策の推進におけるPDCAサイクルの確立を図ります。

年度ごとに事業の進捗状況を検証する協議会を設置し、当事者の声をしっかり聞き事業内容の改善・見直しを行います。

計画の推進期間は5年間ですが、国・内閣府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

